

## 「焼津市教育大綱(案)」に関する意見公募(パブリックコメント)

### 1 経緯と目的

焼津市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、焼津市の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本となる方針を定める焼津市教育大綱を総合教育会議で協議し、策定しています。

現在の焼津市教育大綱は、2021年（令和3年）に策定し、期間を令和3年度から令和7年度までの5年間としていることから、令和8年度以降の教育行政の方針となる焼津市教育大綱の策定にあたり、皆さまからのご意見を募集します。

### 2 意見募集の内容・資料

- ◆ 焼津市教育大綱(案)

### 3 資料の閲覧および意見の募集期間

令和7年12月23日（火）～令和8年1月23日（金）必着

### 4 資料の閲覧場所・時間

- 市役所本館 1階情報公開室
- 市役所大井川庁舎 1階ロビー
- 焼津図書館、大井川図書館
- 各地域交流センター
- 市ホームページ

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日等、閉庁日（図書館・地域交流センターは閉館日）を除く）

### 5 応募資格

- 市内在住、在勤または在学の人
- 市内に事業所を有する個人、法人又は各種団体
- 市に対し納税義務を有する人

### 6 応募方法

所定の意見記入用紙に、住所・氏名（法人・団体名）・電話番号・意見をご記入の上、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で応募してください（電話など口頭による意見及び匿名による意見の受付は行いません）。

※意見記入用紙は各閲覧場所にあるほか、ホームページからもダウンロードできます。

### 7 意見の取扱い

寄せられた意見は、個人情報を除いて集約し、意見の概要を市の考え方とともに後日公表します。なお、意見に対する個別の回答は行いません。

### 8 応募先

焼津市教育委員会事務局 教育部教育総務課

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎6階

TEL：054-625-8156 FAX：054-626-2188

E-mail：[kyouikusoumu@city.yaizu.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@city.yaizu.lg.jp) エル